

1. 成年年齢の引下げについて

- 民法の成年年齢の引下げが2022年4月から施行されることを見据え、そのための環境整備について、関係府省庁連絡会議や消費者政策会議において議論が行われているところ。その中で「貸金業における貸付・信用供与の健全性確保」が取り上げられており、金融庁としても重要な課題であると認識。
- 若年者は、一般的に収入が少なく、おのずと返済能力、即ち貸付け可能な金額も少なくなる。こうした状況は、成年年齢が引き下げられた後においても変わるわけではない。
- 若年者に対する過大な貸付けを未然に防止するため、当局としては、まずは検査・監督を通じて、貸金業者に貸金業法を厳正に遵守させていく。貴協会においても、自主規制機関として、協会員の監査等を通じて、貸金業者に法令等の遵守を求めていただきたい。
- さらに、貸金業者においては、若年者に対する過大な貸付けを未然に防止するための様々な自主的取組が行われていると承知。若年者が過大な債務を負うような事態が生じないように、貸金業者に対する当局の検査・監督や貴協会の監査を通じて貸金業法を遵守させることに加え、貸金業者による自主的な取組の状況を把握し、これを推進していく必要。
- こうした中で、貴協会においては、今般、成年年齢の引下げに向けた業界の貸付方針・取組状況等を把握するためのアンケート調査を実施し、10月11日にその調査結果や効果的な取組事例等をまとめた資料を公表されたと承知。貴協会のご尽力に感謝申し上げます。
- アンケート調査においては、2022年4月以降に18歳から20歳未満を貸付対象とするかどうか未定と回答、即ち、貸付対象とする可能性があり得る貸金業者も一定数見られたところ。また、例えば、親権者の同意の取得など、現在、18歳から20歳未満への貸付けに当たって実施されている取組が、成年年齢の引下げ後も、引き続き実施されるのかは明らかでないところであり、今後とも引き続き、業界の貸付方針・

取組状況等を把握していく必要。

- 金融庁としては、若年者が過大な債務を負うような事態が生じないよう、引き続き、貸金業者による自主的な取組の状況を把握し、これを推進していきたいと考えているので、貴協会のご協力をお願いしたい。

2. ギャンブル等依存症対策について

- 本年4月に閣議決定されたギャンブル等依存症対策基本法に基づく基本計画においては、ギャンブル等依存症対策として、貸付自粛制度の適切な運用の確保や同制度を必要とする者への的確な周知の実施が求められているところ。
- こうした中で、貴協会においては、貸付自粛制度に関するリーフレットを新たに作成し、配布するなどして、制度の周知に努めていただいているものと承知。この点についても感謝申し上げます。
- 貸付自粛制度については、認知度を更に高めていくため、引き続き、効果的な周知を実施していく必要。加えて、貸付自粛の申告等があった場合にギャンブル等依存症に関する相談拠点につなげる取組や、当該相談拠点との連携体制の構築を行っていく必要。
- 金融庁としては、貴協会と連携して、貸付自粛制度の更なる周知方法や相談拠点との連携に係る取組について共に検討し、実施していきたいと考えているので、引き続きご協力をお願いしたい。

3. 新たな形態のヤミ金融事案への対応について

- 近年、新たな形態のヤミ金融事案として
 - ・ SNS などにおいて、「個人間融資」を装って、業として貸付けを行う事案や、
 - ・ 中小企業の経営者等に対し、売掛債権等を売却して資金を調達する「ファクタリング」を装って、実質的には金銭の貸付けを行う事案などの発生が指摘されている。

- こうした問題に関し、金融庁としては、関係者へのヒアリング等を通じた実態把握を行うとともに、関係機関と連携して注意喚起を実施するなどの取組を行ってきたところ。
- さらに、SNS 個人間融資への更なる対策として、SNS において個人間融資の勧誘を行っている悪質な書込みに対し、金融庁のアカウントから個別に注意喚起を実施する取組を今後行っていきたい。
- 貴協会においても、ウェブサイトにおける注意喚起や、大学等への出前講座の議題として取り上げるなどの取組を行っているものと承知。引き続き、ヤミ金融被害の発生を防止するための注意喚起等にご協力をお願いしたい。また、ヤミ金融の疑いがある事案に接した場合は、情報共有をお願いしたい。

4. 不動産向け融資の審査態勢について

- 不動産向け融資においては、
 - ・ 投資目的であるにもかかわらず、自己居住を偽装して、金利の低い住宅ローンを利用する事案や、
 - ・ 不動産関連業者が、顧客と合意した売買価格よりも高い価格の売買契約書を偽装して、貸金業者を含む金融機関に提出して融資を引き出す事案などの発生が確認されている。
- 一般論としていえば、貸金業者は、住宅資金貸付契約について
 - ・ 自己居住用として申込みがあったものについては、例えば、契約後に住民票を求めるなどして、顧客が融資の対象となる物件に実際に居住しているかどうかを確認することが望ましく、
 - ・ また、顧客と契約を締結するに当たっては、返済能力調査等により得られた情報その他貸金業者自ら保有する情報を総合的に勘案して、不動産の売買契約書等の信ぴょう性・妥当性を通常の注意義務をもって確認する必要。
- 貴協会におかれては、不動産向け融資を行っている協会員への監査

等を実施するに当たり、こうした観点も踏まえた上で、臨んでいただきたい。

(以 上)